

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	金融分野における個人情報保護のための適切な対応
15年度 重点施策	金融分野における個人情報保護のあり方検討

2．政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	金融分野において個人情報が適切に取り扱われていること

3．政策の内容

高度情報通信社会においては、企業の事業活動や国民生活のあらゆる分野において、情報通信技術を活用し、大量かつ多様な個人情報が利用されています。

こうした中、個人情報が個人の人格と密接に関連を有するものであり、個人の人格尊重の理念の下で慎重に取扱われるべきものであることから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保し、個人の権利利益の保護を図ることが必要となっています。

このため、金融分野を含めた個人情報一般の保護に関し、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「保護法」という。)が制定されました。金融分野においては、今後、業態を問わず、個人と金融機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になると考えられることから、保護法に加えた追加的な措置の必要性について検討するとともに、金融機関等において適切な個人情報の管理が行われるよう対応を促すこととしました。

4．平成15事務年度における事務運営についての評価

金融分野における個人情報保護のあり方の検討については、政府全体としての「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、金融審議会において検討を開始しており、金融機関等における個人情報管理の実状についてヒアリングが行われ、金融機関等の取組みに関し審議が行われています。

また、近時、金融機関の顧客情報の紛失や流出が相当数発生していることに鑑み、金融機関等における個人情報の厳正な管理を徹底するため、行政処分の実施や事務連絡文書の発出、意見交換会等における注意喚起等が累次にわたり実施されています。金融機関等においては、従業員の個人情報へのアクセス管理・情報管理体制の整備の徹底等を

行っていますが、引き続き今後とも個人情報の一層の厳正な管理の徹底を図るため、金融庁として、関連する法令や事務ガイドライン、検査マニュアル等に基づき、厳正な検査、監督を行っていくことが必要と考えています。

5．今後の課題

平成 17 年 4 月の保護法の全面施行に向け、基本方針（閣議決定）等に基づき、金融分野における個人情報保護について、秋口までにガイドライン等の事業者等が遵守すべき事項等をできる限り具体的に明らかにする 年内には、法制上の措置の必要性の議論も含めて一定の結論を得るよう検討を進めることが必要です。

関連する法令や事務ガイドライン、検査マニュアル等に基づき、金融機関において適切な顧客情報管理が行われるよう、一層の適時適切な検査・監督に努めるとともに、個人情報の漏洩等に際して、内部管理態勢等に問題があると認められた場合には、監督上厳正な対応を行っていく必要があります。

また、個人情報の適切な取扱いについては、金融機関等において、個人情報保護法の施行に向けた自主ガイドライン等の策定・見直しの検討等の自主的取組みが引き続き期待されます。

6．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。